

令和4年

# 上砂川町議会会議録

第3回 臨時会  
第2回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和4年第3回臨時会

(5月13日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
報告第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について (承認)	4
議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案 可決)	6
議案第20号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)(原案可決)	9
追加日程について	10
同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて(同意)	10
副町長就任挨拶	11
閉会の宣告	12

### 令和4年第2回定例会

第1号(6月14日)

議事日程	15
会議録署名議員	16
開会の宣告	17
開議の宣告	17
会議録署名議員指名について	17
会期決定について	17
諸般の報告	17
副町長の(株)上砂川振興公社令和3年度営業報告・決算報告並びに令和4年度事業計画報告	17
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	19
町長行政報告	19

教育長教育行政報告	19
報告第 3号 専決処分報告について「令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）」 （承認）	20
報告第 4号 繰越明許費の報告について「令和3年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 （承認）	22
議案第21号 上砂川町緑橋長寿命化補修工事請負契約締結について（原案可決）	24
議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	26
議案第24号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	26
議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	26
町政執行方針	28
教育行政執行方針	36
議案第26号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）	40
休会について	45
散会の宣告	46

## 第 2 号（6月16日）

議事日程	49
会議録署名議員	49
開議の宣告	50
会議録署名議員指名について	50
町政執行方針に対する質疑	50
伊藤 充 章	50
町長 奥山 光 一	51
吉川 洋	52
町長 奥山 光 一	52
小澤 一 文	53
町長 奥山 光 一	54
教育行政執行方針に対する質疑	55
伊藤 充 章	55
教育長 飯山 重 信	56
笹木 笑 子	56
教育長 飯山 重 信	57
一般質問	58
越前 等	59
住民課長 白土 ゆかり	59
笹木 笑 子	60
教育次長 米田 淳 一	60

小澤一文	6 1
住民課長 白土ゆかり	6 2
町長 奥山光一	6 3
議案第 2 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6 3
議案第 2 3 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について（原案可決）	6 3
議案第 2 4 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について（原案可決）	6 3
議案第 2 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について（原案可決）	6 3
議案第 2 6 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）（原案可決）	6 3
調査第 2 号 所管事務調査について（許可）	6 7
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認）	6 7
追加日程について	6 7
意見書案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求め る意見書（原案可決）	6 7
意見書案第 3 号 2 0 2 2 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（原案可決）	6 9
閉会の宣告	7 1

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨	2 定	
		5.13	6.14	6.16
1	石田浩二	○	○	○
2	藏根高史	○	○	○
3	笹木笑子	○	○	○
4	小澤一文	○	○	○
5	越前 等	○	○	○
6	伊藤充章	○	○	○
7	吉川 洋	○	○	○
8	高橋成和	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨	2 定	
		5.13	6.14	6.16
町 長	奥 山 光 一	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○	○
福祉課保健予防 担 当 課 長	林 孔 美	○	○	○
税 務 出 納 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨	2 定	
		5.13	6.14	6.16
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○

# 第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

5 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 4 1 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について  
第 2 会期決定について  
5 月 1 3 日 1 日間  
第 3 報告第 2 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について  
第 4 議案第 1 9 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
第 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）  
（追加日程）  
第 6 同意第 2 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

---

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等



---

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和4年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時07分

○議長（高橋成和） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎報告第2号

○議長（高橋成和） 日程第3、報告第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

ここで加筆をお願いいたします。上砂川町税条例の後に等という言葉に1字加筆お願い

いたします。

本文に入ります。上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するため、令和4年3月31日に専決処分したので、これを報告し、その承認を求めます。

以下、内容の説明は税務出納課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。戸田税務出納課長。

○税務出納課長（戸田晋一） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容の説明をいたします。

資料1、上砂川町税条例改正の概要を御覧願います。改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたため、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。条例の改正には、本来であれば議会の議決を求めるところであります。議会を招集する時間的余裕がなく、緊急を要することから、これを令和4年3月31日に専決処分したので、報告し、承認を求めます。

初めに、地方税法等の一部改正に伴う主な改正内容でございますが、個人町民税につきましては令和4年から7年までに住宅を取得した際の住宅ローン控除の適用者について所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するものでございます。

固定資産税につきましては、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%に変更するものでございます。

国民健康保険税に関する改正内容でございますが、未就学児の被保険者均等割額の削減措置の制定と賦課限度額の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による減免期間の延長の3点でございます。まず、未就学児の均等割額の減額措置は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により実施されるもので、具体的には小学校入学前の未就学児の被保険者均等割額を本来の賦課額に10分の5を

乗じた額とするもので、低所得者軽減の適用世帯の未就学児は軽減を受けた後の均等割額に10分の5を乗じて得た額になります。本町の医療保険分均等割額は、1人1万4,000円です。7,000円に、7割軽減世帯では2,100円に、5割軽減世帯では3,500円に、2割軽減世帯では6,500円となるものです。同様に、後期高齢者支援金分も1万円の均等割額が5,000円に、7割軽減世帯は1,500円に、5割軽減世帯は2,500円、2割軽減世帯は4,000円を賦課することとなるものです。賦課限度額の改正につきましては、国民健康保険法施行令の課税限度額改正に伴い、基礎賦課分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額を19万円から20万円に改正するものです。減免期間の延長は、現在実施している新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険税の減額措置期間を令和4年度分の保険税まで延長するものでございます。

あわせて、その他、法律等の改正に係る規定の整理を行うものでございます。以上が改正の内容でございます。

また、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件について、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第19号

○議長（高橋成和） 日程第4、議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 一般職の職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員等の期末手当について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第19号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職及び特別職並びに議会議員の期末手当について令和3年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー3を御覧いただきたいと思っております。人事院勧告の概要でございますが、人事院では官民給与等の比較調査の結果、月例給は据え置く一方、民間事業所におけるボーナスの支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから、その較差是正のため期末手当の支給月数の引下げ勧告を行っております。主な勧告内容でございますが、期末、勤勉手当を民間の支給状況に見合うよう0.15月引き下げることにより現行の年間4.45月が4.30月となり、6月期、12月期をそれぞれ2.15月支給するもので、その引下げ分を期末手当に反映するものでございます。

例年でありまして、給与勧告につきましては人事院勧告を受けて改正する法律案を支給基準日である当該年度の12月1日以前に国会へ提出し、改正、施行いたしますが、昨年につきましては臨時国会が12月以降の招集となったことから、昨年行われなかった期末手当の引下げ相当額につきましては本年6月期の期末手当で減額調整するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文へ参ります。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

（一般職の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第16条第2項(同条第3項の規定に読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例第16条第4項及び第5項又は第19条第1項から第3項まで若しくは第6項、特別職の職員の給与に関する条例第8条、上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 特別職及び議会議員 222.5分の15

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第19号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第20号

○議長（高橋成和） 日程第5、議案第20号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,150万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金2,900万円の追加で、2億6,487万8,000円となります。

2 項国庫補助金2,900万円の追加で、1億1,701万5,000円となります。

歳入合計が2,900万円の追加で、28億7,150万円となります。

2、歳出、2款総務費2,900万円の追加で、2億3,833万3,000円となります。

1 項総務管理費2,900万円の追加で、1億9,916万4,000円となります。

歳出合計が2,900万円の追加で、28億7,150万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策費2,900万円の追加で、3,200万円となります。

資料ナンバー5をご参照願います。令和4年度上砂川町新型コロナウイルス対策に係る経済・生活支援対策の概要であります。地域経済・住民生活支援対策事業として全町民商品券交付事業2,900万円の計上は、コロナ禍における燃料費の高騰や物価上昇に対する地域経済・生活支援対策として町民1人1万円分の町内で利用できる商品券を交付し、町民の生活支援を促すもので、6月下旬に郵送発送し、使用期限は10月末を予定しております。

予算書にお戻り願います。12節委託料230万円の計上は、全町民商品券交付事務を会議所に委託するもので、18節負担金補助及び交付金2,670万円の計上は全町民商品券交付事業で

あります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項1目総務費補助金2,900万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に同意案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号

○議長（高橋成和） 日程第6、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

慣例によりまして、林副町長は退席願います。

〔副町長 林 智明 退場〕

○議長（高橋成和） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現副町長、林智明氏が令和4年5月19日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町副町長に選任したので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、林智明。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、林副町長の入場をお願いいたします。

〔副町長 林 智明 入場〕

---

#### ◎副町長就任挨拶

○議長（高橋成和） ここで、副町長に再任されました林副町長からご挨拶をいただきたいと思っております。林副町長。

○副町長（林 智明） 議長からご指示がありましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま副町長選任の同意案件につきまして議員各位のご同意を賜り、心より感謝を申し上げます。職責の重さを以前にも増して、なお一層痛感しているところであります。

町長が町民の皆様にお約束をした諸施策を着実に実行するため、職員と共に誠心誠意努力してまいります。もとより微力ではありますが、本町のため、町民のために全力を尽くす所存でありますので、これからも引き続き議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。



願い申し上げ、簡単であります、選任に当たっての挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和4年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等

# 第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 4 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 5 6 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
  - 第 2 会期決定について  
6 月 1 4 日～6 月 1 6 日  
3 日間
  - 第 3 諸般の報告
    - 1) 議会政務報告
    - 2) (株) 上砂川振興公社令和 3 年度営業報告・決算報告並びに令和 4 年度事業計画報告（副町長）
    - 3) 例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）
  - 第 4 町長行政報告
  - 第 5 教育長教育行政報告
  - 第 6 報告第 3 号 専決処分報告について「令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 2 号）」
  - 第 7 報告第 4 号 繰越明許費の報告について「令和 3 年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」
  - 第 8 議案第 2 1 号 上砂川町緑橋長寿命化補修工事請負契約締結について  
※ 議案第 2 1 号は、質疑・討論・採決とする。
  - 第 9 議案第 2 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 1 0 議案第 2 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
  - 第 1 1 議案第 2 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
  - 第 1 2 議案第 2 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について  
※ 議案第 2 2 号～第 2 5 号は、提案理由・内容説明までとする。
  - 第 1 3 町政執行方針
  - 第 1 4 教育行政執行方針
  - 第 1 5 議案第 2 6 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）  
※ 議案第 2 6 号は、提案理由・内容説明までとする。
-

○会議録署名議員

6番 伊 藤 充 章                      7番 吉 川 洋

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月16日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次に、株式会社上砂川振興公社令和3年度営業報告・決算報告並びに令和4年度事業計画報告について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の令和3年度営業報告・決算報告並びに令和4年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1ページ中段の表をご参照願います。令和3年度の決算は、収入では新型コロナウイルスの感染拡大により宴会と宿泊が大きく影響を受けましたが、株主である町の支援により前年度対比1.7%、223万7,000円減の1億2,783万4,000円、支出では燃料費の高騰等により前年度対比6.5%、780万5,000円増の1億2,760万8,000円、差引き22万6,000円の経常利益から棚卸しによる商品3万4,000円、法人税22万8,000円を差し引いた3万2,000円が当期純利益となり、12ページの株主資本等変動計算書の中段にあります利益剰余金の累積利益である当期首残高27万6,000円に3万2,000円を加えた30万8,000円が当期末残高となります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページ上段に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

次に、2ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比1.5%、1,481人減の9万6,547人、宿泊客数は町から支援を受けた宿泊プランやどうみん割などにより前年度対比10.5%、358人増の3,775人で、施設利用者全体では前年度対比1.1%、1,113人減の10万322人と減少したところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から(4)の宿泊客対策までまとめており、5ページには庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、7ページには施設の利用状況、また8ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

次に、令和4年度事業計画についてご説明いたします。14ページの1、基本方針であります。令和4年度においても新型コロナウイルスの影響により観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、年間入館者数目標を10万5,000人とし、利用収益は前年度決算の29%増の9,420万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次、2の部門別事業計画であります。1の(1)の日帰り部門から(5)、特産品開発販売部門まで目標達成に向けて取組方針をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

次に、3の事業予算であります。17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,450万円、町民無料券等700万円、宿泊料2,500万円、以下手数料まで合計で9,420万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,933万円とし、収入合計を1億2,353万円としたところであります。

次に、支出であります。人件費と厚生福利費で5,200万円のほか、主なところでは燃料費1,800万円、光熱水費1,650万円、仕入れ1,250万円を見込み、支出合計を1億2,340万円とし、差引き13万円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります。振興公社にあつては依然として厳しい経営環境にありますことから、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3月、4月、5月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和4年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他、新型コロナウイルスワクチン4回目追加接種についてご報告申し上げます。新型コロナウイルスワクチン4回目追加接種につきましては、本年4月27日に開催された国の分科会を経て4回目接種が了承されたことから、本町においても国の方針に基づき4回目接種に向け準備を進めているところでございます。対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的に3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方、18歳以上59歳以下のうち基礎疾患を有する方、18歳以上59歳以下のうち重症化リスクが高いと医師が認める方のいずれかに該当する方となります。接種時期につきましては、ワクチン及び医師、看護師の確保等の接種体制が構築でき、3回目接種から5か月以上経過した8月下旬から町民センターにおいて集団接種の開始に向け進めているところであります。接種券の送付につきましては、60歳以上の対象者には7月下旬を予定しておりますが、18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方や重症化リスクが高いと医師が認める方については保健予防係への申請が必要となります。日程等の詳細が決まりましたら、接種券発送時に案内するとともに、町広報やホームページ等でお知らせいたします。

依然として新型コロナウイルスの終息が見通せない状況でありますので、新型コロナウイルスワクチン接種や感染予防対策を引き続き進めてまいりますとともに、関係予算につきましては本定例会の補正予算にて計上しておりますことを申し添え、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和4年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただきます報告書のとおりでございますが、福井市鶉地区との小学生相互交



流事業の再開につきましてご報告申し上げます。

福井市鶉地区との小学生による交流事業につきましては、自分たちが生まれ育った町の歴史を学び、後世に継承するために平成24年度から交互に小学生を派遣しており、令和2年度において当町の小学生を派遣する順番となっていました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年及び3年の第2回定例町議会にて教育行政報告で申し上げたとおり令和2年及び3年度については子供たちの派遣は見送ったところです。このような中、本年4月に福井市の鶉の里づくり委員会事務局より現時点での感染状況ならば子供たちの受入れは可能との連絡があったことから、過日当町の交流実行委員会を開催し、協議を行った結果、参加者に感染者等が出た場合や感染状況が悪化した場合は派遣中止とする条件の下、本年度は子供たちの派遣を実施することになりました。日程は、本年8月5日から8日までの3泊4日で、小学5、6年生計6名、随行人2名、合計8名での参加といたします。人選については、小学校にて希望者を集約し、その中から適任者を選出していただく予定であります。

また、令和2年、3年度に参加できなかった子供たちの扱いについては、実行委員会で協議した結果、現在中学1、2年生となっていることから、次年度以降中学校において福井市への修学旅行が予定されていること、また鶉地区での交流相手が小学生であることから、参加者は小学生のみでよいのではとの意見でまとまったことを併せて申し上げます。

なお、本事業の関連予算につきましては、当初予算にて計上させていただいていることを申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

---

### ◎報告第3号

○議長（高橋成和） 日程第6、報告第3号 専決処分報告について「令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 専決処分報告について「令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決処分。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）。

令和4年3月31日専決。

補正理由といたしましては、地方揮発油譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税及び国庫支出金の歳入増額と自動車重量譲与税、利子割交付金及び環境性能割交付金の歳入減額に係る歳

入予算について補正し、併せて地域振興基金及び産業振興基金への積立てについて歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第3号、予算書本文をご参照願います。報告第3号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第3号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款地方譲与税40万円の減額で、1,630万円となります。

1項地方揮発油譲与税50万円の追加で、350万円となります。

2項自動車重量譲与税90万円の減額で、1,010万円となります。

3款利子割交付金10万円の減額で、40万円となります。

1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金40万円の追加で、50万円となります。

1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金40万円の追加で、50万円となります。

1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款法人事業税交付金300万円の追加で、400万円となります。

1項法人事業税交付金、同額であります。

7款地方消費税交付金670万円の追加で、7,680万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

8款環境性能割交付金200万円の減額で、100万円となります。

1項環境性能割交付金、同額であります。

9款地方特例交付金70万円の追加で、80万円となります。

1項地方特例交付金、同額であります。

10款地方交付税4,530万円の追加で、20億839万3,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金600万円の追加で、4億6,614万2,000円となります。

2 項国庫補助金600万円の追加で、3 億866万3,000円となります。

歳入合計が6,000万円の追加で、37億2,090万円となります。

2、歳出、2 款総務費1,000万円の追加で、6 億3,636万8,000円となります。

1 項総務管理費1,000万円の追加で、6 億235万2,000円となります。

7 款商工費5,000万円の追加で、2 億8,099万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

歳出合計が6,000万円の追加で、37億2,090万円となります。

事項別明細書 8 ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款 1 項 1 目一般管理費1,000万円の追加は、地域振興基金に積立てするもので、7 款 1 項 2 目企業開発費5,000万円の追加は産業振興基金に積立てするものであります。

次に、5 ページ、歳入であります。2、歳入、2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税50万円の追加、2 項 1 目自動車重量譲与税90万円の減額、3 款 1 項 1 目利子割交付金10万円の減額、4 款 1 項 1 目配当割交付金40万円の追加、5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金40万円の追加、6 款 1 項 1 目法人事業税交付金300万円の追加、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金670万円の追加、8 款 1 項 1 目環境性能割交付金200万円の減額、9 款 1 項 1 目地方特例交付金70万円の追加、10 款 1 項 1 目地方交付税4,530万円の追加、14 款 2 項 4 目土木費補助金600万円の追加は、いずれも交付決定による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第 3 号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第 3 号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第 3 号 専決処分報告について「令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第12号）」は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第 4 号

○議長（高橋成和） 日程第 7、報告第 4 号 繰越明許費の報告について「令和 3 年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 繰越明許費の報告について「令和3年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和3年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費にかかる歳出予算を次のとおり令和4年度へ繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月14日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第4号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、本年3月定例会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で令和4年度へ繰り越しましたので、報告するものであります。

住基・戸籍システム改修事業につきましては、マイナンバーカード普及促進に伴い、住民票の転入、転出届をワンストップ化し、行政手続の時間短縮を図るものであります。本事業は、国の補助金対象事業であります。令和3年度事業として追加交付されることが決定となり、補正予算として290万円の予算計上を行い、令和4年度に繰り越したものであります。

それでは、本文に参ります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住基・戸籍システム改修事業、金額290万円、翌年度繰越額290万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金260万円、地方債、その他、一般財源30万円。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第4号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 繰越明許費の報告について「令和3年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

---

◎議案第21号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、議案第21号 上砂川町緑橋長寿命化補修工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町緑橋長寿命化補修工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、上砂川町緑橋長寿命化補修工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は建設課長から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

緑橋は、昭和42年築造、鋼橋、全長15.44メートル、幅員5メートル、全幅5.8メートルの橋梁で、平成28年度の近接目視点検においてコンクリート床版の損傷、支承や鋼桁塗装の劣化が見られたことから、令和2年度に国の補助事業を活用して補修設計を行い、今年度橋梁長寿命化に向けて損傷箇所の補修工事を実施するものです。工事の竣工期限は、令和5年2月20日であります。

入札につきましては、三鉦建設株式会社上砂川支店、共栄鉦業株式会社、柳川建設株式会社、有限会社中森組、有限会社高橋工務店、有限会社サクライの6者による指名競争入札の方法で去る6月6日に執行し、1回で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、有限会社サクライ6,780万円、有限会社中森組6,760万円、共栄鉦業株式会社6,730万円、柳川建設株式会社6,700万円、有限会社高橋工務店6,700万円、三鉦建設株式会社上砂川支店6,650万円で、三鉦建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額665万円を加えた7,315万円であります。

それでは、本文に入らせていただきます。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、上砂川町緑橋長寿命化補修工事。
- 2、工事の場所、上砂川町字鶉248番地15。

3、工事の概要、昭和42年築造、鋼橋、全長15.44メートル、幅員5メートル（全幅5.8メートル）、主な補修工、コンクリート床版取替え及び橋面防水舗装、高欄取替え、支承補修、鋼桁塗り替え。

4、竣工期限、令和5年2月20日。

5、契約金額、7,315万円。

6、契約の相手方、三鈺建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第21号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町緑橋長寿命化補修工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

---

## ◎議案第22号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、人事院規則の一部改正に伴い、職員及び非常勤職員の育児休業等の取得緩和を図るため、本条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第22号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、人事院規則の改正に伴い国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明確化され、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件についても国家公務員の措置と権衡を踏まえることを求められていることから、育児休業等の取得緩和を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入ります。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第14条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第23号 議案第24号 議案第25号

○議長（高橋成和） 次に、日程第10、議案第23号と日程第11、議案第24号及び日程第12、議案第25号は関連がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてと日程第11、議案第24号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について並びに日程第12、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第23号、議案第24号及び議案第25号について一括提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

次に、議案第24号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

続きまして、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第23号、議案第24号並びに議案第25号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

内容につきましては、提案理由にございますとおり、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第23号でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加える。



附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第24号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

続きまして、議案第25号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎町政執行方針

○議長（高橋成和） 日程第13、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、令和4年度の町政執行方針を申し上げます。お手元に配付しております令和4年度町政執行方針1ページを御覧願います。

令和4年第2回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し上げ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、4月に行われました上砂川町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の力強いご支援を賜り、3期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。平成26年4月の就任以来、私が進めるまちづくりにご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

皆様からの負託に応え、第20期町政を進めるにあたり、全力を傾注し、責務を果たすべく決意を新たにしているところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活や地域経済活動など様々な制約が強られ、感染症への対応はなお長期に及ぶことが懸念されます。

引き続き、感染症対策に万全を期し、町民の皆さんの健康と地域経済の活性化に努めてまいります。

本町は、依然として急激な人口減少と少子高齢化対策に加え、新たな地域課題として地域公共交通対策や空き家空き地対策のほか、有害鳥獣対策などの対応が求められており、また国の政策による地域デジタル化の加速や脱炭素社会などへの対応も必要とされ、地方自治体は大きな転換期を迎えようとしております。

本年度においても大変厳しい町政運営が予想されますが、持続可能な明日の上砂川の構築のため、「第7期上砂川町総合計画後期基本計画並びに第2期上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき事業を進めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、令和4年度の主要施策の大綱について申し上げます。

#### 第一 健康でいきいきと暮らせるまち

##### 1. 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

子育て支援につきましては、コロナ禍で不安を抱えながら妊娠・出産・子育てをする保護者に対し、乳幼児健診等において新型コロナウイルスに関する相談や情報提供等を通して不安解消に努め、切れ目のない支援を推進するとともに、妊婦一般健康診査の出産までの助成など、子育て世代の経済的負担軽減対策を継続し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めてまいります。

##### 2. 地域共生社会づくりの推進

高齢者支援につきましては、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、除雪サービスなどを継続するとともに、新型コロナウイルス感染拡大により2年間開催できなかった敬老会について、各町老人クラブなど関係団体と開催方法について検討してまいります。

地域見守り活動につきましては、包括協定などを締結した民間事業者及び社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域の中で誰一人取り残されることがないように、ボランティア活動の推進とネットワークの充実に努めてまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、広域連携による相談業務や緊急時の受け入れの調整等を行い、障がいのある方一人ひとりの生活を地域全体で支えるため、上砂川町障がい福祉計画に基づき各種施策を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供や高齢者の自立支援・重度化防止に取り組むとともに自主活動グループの事業を支援してまいります。

認知症対策につきましては、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせるよう、認知症サポーター養成講座を引き続き実施するとともに、認知症本人やその家族が参加・相談しやすい環境づくりのため認知症カフェ事業として新たに野菜作りなどの畑活動（畑活）を実施いたします。

### 3. 生涯にわたる健康づくりの推進

感染症対策につきましては、各種健診や介護予防事業等、既存事業に基本的な感染予防対策である新北海道スタイルをとり入れ、町民が安全・安心して参加できるよう努めてまいります。

また、子宮頸がんワクチン接種につきましては、国において本年度から接種推奨が再開されましたので本町においても本年7月より再開することとします。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、今後の感染状況を注視するとともに4回目接種等に対応できるよう接種体制に万全を期してまいります。

生活習慣病につきましては、小学生から高齢者にわたるライフステージごとに健康診査や保健指導を実施いたします。

効果が見込まれるAI（人工知能）を活用した受診勧奨や、町外のかかりつけ医での健康診査が可能となるよう健康診査実施医療機関を拡充し受診率の向上に努めるとともに、高齢者保健事業と介護予防事業を一体化することにより、国保被保険者から後期高齢者まで生活習慣病重症化予防対象者へ切れ目のない保健指導を実施し、発症予防や重症化予防を図ってまいります。

高齢者の健康維持につきましては、北海道医療大学と連携して実施している「楽しさプログラム事業」を継続し地域で生活する全ての高齢者に対し、身体機能や認知能力の改善の効果等の検証を引き続き実施してまいります。

国民健康保険特定健診及び後期高齢者健診につきましては、健診期間の延長や集団健診の早期予約制度を継続し、受診率の向上を図ってまいります。

フレイル（高齢者の心身機能低下）予防対策につきましては、通いの場での閉じこもり予防や健康運動指導士による専門的な運動指導、体力づくりをコロナ対策を講じながら引き続き実施するとともに、各地区で開催しているポールウォーキングパレード事業は、「運動」と「人とのつながり」がフレイル予防に繋がっていることから、自主活動グループの活動が継続できるよう支援をしてまいります。

## 第二 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち

### 1. 子どもたちが健やかに成長する教育の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、子どもたちの学習環境にも大きな影響を及ぼして

おり、コロナ禍に限らずどのような状況にあっても学びの場を保障するため、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりを図るため、教育委員会と連携し、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、GIGAスクール構想により整備いたしました一人一台のタブレット端末を有効に活用できるよう、ICT支援員を配置し、ICTを活用した教育の実践を支援してまいります。また、英語力の強化を図るため、英語検定費用の助成を中学2年生まで拡充し学力向上に努めてまいります。

保護者の負担軽減を図るため、学校給食加工賃等の全額公費負担のほか、学校給食費の半額を助成してまいりましたが、さらなる負担軽減を図るため、本年度より学校給食費を全額公費負担といたします。

新たな学びの形として小学校6年間、中学校3年間の義務教育を9年間の一貫したカリキュラムで運営する義務教育学校は、子どものつまづきの原因である「中一ギャップ」や9年間を見通した適切できめ細やかな指導を行うことで学力の向上も期待されることから、導入について、近隣市町の実績や児童生徒数の推移を勘案しながら検討してまいります。

## 2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、ブックスタート事業をはじめ生涯各期の学習機会である各種講座などによる学習環境づくりにより生涯学習の充実を支援してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

## 第三 安全で生活環境が整ったまち

### 1. 快適で住みよい環境づくりの推進

道路整備につきましては、鶉北線の改良舗装工事と豪雨に対応するため各所排水工事並びに、橋梁長寿命化計画に基づき緑橋の補修工事を実施するとともに道路点検結果を踏まえた要対策箇所計画的な整備を検討してまいります。

除排雪につきましては、冬期間における生活道路の安全・安心対策や通行確保や見通しの悪い交差点の除排雪の実施に努めるとともに、落雪等の事故防止の周知も行ってまいります。

地域の公共交通につきましては、人口減少にともない路線バスの廃止若しくは減便が想定されることから、地域公共交通のあり方について、地域のニーズを把握し、国の制度活用も視野に入れた地域公共交通体系を確立するため、広域による地域公共交通計画の策定を進めるとともに、引き続き乗り合いタクシーの運行を継続してまいります。

水道事業につきましては、水道施設の適正な維持管理を図るため、老朽化の著しい鶉本町・緑が丘・若葉台地区の配水管布設替整備の更新を進め、安全・安心な水の安定供給を図ってまいります。

また、水道法の改正にともなう水道広域化についても構成市町と協議を進めてまいります。

下水道事業につきましては、経営状況の的確な把握等に努めるため、地方公営企業法適用への移行と下水道施設の長寿命化を図るための計画を策定するとともに、下水道未整備住宅への水洗化を促し経営の安定に努めてまいります。

住環境対策につきましては、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、住宅政策の再構築と町営住宅の管理戸数の適正化及びストック住宅の利活用を検討してまいります。

また、町営住宅整備につきましては、快適な住環境を提供するため、東鶉団地の陸屋根改修・外壁塗装工事、鶉地区の屋根・外壁塗装工事のほか、緑が丘公営住宅の除却工事を実施してまいります。

## 2. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進

消防体制につきましては、建物火災による人命救助や消防隊員の安全確保のため、熱画像赤外線サーマルカメラの整備により、火災現場活動の充実強化を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底した、出動体制に万全を期してまいります。

また、本町の消防支署に配備されている大型水槽車は、導入後34年が経過し老朽化が著しいことから更新について検討してまいります。

防災対策につきましては、役場新庁舎の完成により、新たな防災拠点としての防災力の向上が図られたことから、職員における初動体制のさらなる強化を図るため、迅速な避難所の開設や避難者の受け入れ、有事に備えての土のう製作訓練を実施するとともに、町民による段ボールベッドやパーティションの組み立て体験を実施するほか、防災ハザードマップ概要版の全戸配布など、防災に対する意識の高揚に努めてまいります。

また、コロナ禍における適格な避難所運営を図るため「上砂川町避難所運営マニュアル」を随時見直すとともに、大規模災害の発生に備え、地域の防災力の強化に資する自主防災組織の結成に向け、引き続き支援してまいります。

防犯対策につきましては、こどもの家110番事業の協力者を募り地域全体で子ども達を見守る体制を強化するとともに、警察や防犯協会など関係機関との連携を図り、引き続き犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全推進委員会と連携し、飲酒運転の撲滅と交通安全啓発に努め来年1月20日の「交通事故死ゼロの日4,500日」達成を目指します。

高齢者の運転免許証自主返納支援事業につきましても継続してまいります。

消費者保護対策につきましては、悪質化する特殊詐欺の被害防止に努めるため、消費者被害防止ネットワークを中心に、消費者協会並びに関係機関・団体との連携強化を図り、町広報などによる啓発活動に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、近年目撃情報が増加している熊対策として、移動経路と

推測される箇所草刈りを実施し出沒防止を図るとともに、エゾシカ対策につきましては、捕獲駆除のほか、忌避装置の設置等も検討してまいります。また、アライグマ対策につきましても、効果的な春期捕獲に重点を置き箱罠の貸出を継続してまいります。

空き家空き地対策につきましては、町民及び地域の安全・安心と生活環境の保全を図るため、空き家に対する総合的な対策を進めるため、特定空き家の認定も含めた「上砂川町空き家等対策計画」を策定してまいります。

また、空き地についても所有者の責務を明確化し、所有者不明の場合には国のガイドラインによる対策に努めるとともに、土地利用につきましては、各種計画との調整を図り、実情に即した土地の利活用を検討してまいります。

### 3. やさしい環境づくりの推進

地球温暖化対策につきましては、国及び北海道が掲げる2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、街路灯のLED化や公共施設の再生可能エネルギーの導入について検討するとともに、脱炭素に向け地域の再生可能エネルギー資源の調査等実現に向けた事業に取り組むほか「上砂川町地球温暖化対策実行計画」の策定に着手いたします。

ごみの分別収集につきましては、可燃ごみが微増傾向にあることから、衛生協力会と連携しごみの減量化を進めてまいります。また、本年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づく分別や収集方法につきましては、近隣市町と情報共有しながら検討してまいります。

共同浴場の運営につきましては、利用者数の減少と燃料高騰により自主運営が厳しい状況にあることから、経費の一部を助成するなど継続して運営できるよう支援してまいります。

## 第四 魅力と活力があふれるまち

### 1. 活力ある商工業の振興

商業の振興につきましては、生活支援コーディネーターが進める地域密着型サービスの活動及び商工会議所が実施するプレミアム商品券の発行事業を支援するほか、起業する方に対する創業支援や事業承継などの支援を引き続き実施してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済対策については、適宜状況を勘案しながら支援政策を推し進めてまいります。

工業の振興につきましては、既存企業の経営の強化・安定を図るため、事業拡大に伴う設備投資について、企業助成制度と併せ国・道の各種支援制度を最大限に活用しながら、さらなる育成・助長に努めてまいります。

### 2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に向け、道や関係機関と情報を共有するとともに、町の遊休地及び遊休施設の利活用を含めた誘致活動に努めてまいります。

労働力の確保につきましては、町内企業見学会や職場体験バスツアーのほか、広域連携

による企業VR動画の制作や合同企業説明会についてはオンライン開催の導入など、コロナ禍においても企業が持つ魅力を発信するとともに、企業パンフレット作成費用の一部助成を継続してまいります。

### 3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」の利用促進を図るための事業に対し支援するとともに、有識者や町内各種団体等の協力を得ながら、町内にある豊かな自然環境資源の有効活用について検討してまいります。

また、観光資源の一つであります旧上砂川駅舎について、老朽化が著しいことから保存方法を検討してまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外からの観光入込客による経済波及効果が期待されることから、コロナ禍におけるイベント開催に必要な支援をしてまいります。

魅力づくり・地域活性化対策につきましては、新たなイベントの創出や街並み景観整備が町の魅力づくりと地域活性化に繋がることから、将来を担う若年層など幅広い世代の方からの意見が反映できる体制を構築し、まちづくりに対する気運の醸成に努めてまいります。

また、花いっぱい運動の展開による景観美化も進めてまいります。

特産品の開発につきましては、ニジマスの薫製や醤油、はちみつのほか、ウォッシュチーズも特産品として定着してきていることから、これらの販路拡大とふるさと納税返礼品としての確立のほか、さらなる活用を図るとともに、地域おこし協力隊等との連携による新商品開発を目指してまいります。

## 第五 みんなで創るまち

### 1. ともに行動するまちづくりの推進

町民が主体性を持つまちづくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、地域課題や町民のニーズを把握し、まちづくり町民会議や若年層、児童生徒からのアイデアを募り、将来に希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティ活動につきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、本年度新たに配置した集落支援員が自治会連絡協議会及び住民と行政のパイプ役として地域と連携し、自治会活動を支援してまいります。

また、地域住民の活動拠点である生活館・集会所については、災害時の避難場所として指定していることから、順次Wi-Fi環境の整備に着手してまいります。

広報につきましては、町広報及び町ホームページは重要な情報発信源であることから、引き続き、必要とする情報を分かりやすく伝えるとともに、地デジ広報の活用や無料通信アプリLINE機能の活用により、災害や新型コロナウイルス関連情報、各種行事などの情報発信に努めてまいります。

デジタル化の推進につきましては、自治体情報システム標準化に向け、的確な情報収集

に努め、北海道Society5.0による道の取り組みを注視しながら、光ファイバーなど超高速ブロードバンドを活用した整備計画を進めるとともに、デジタル化に対する不安を解消するため高齢者等デジタル弱者支援対策にも努めてまいります。

また、マイナンバーカードの普及を図るため、新型コロナウイルスワクチン接種会場などにおいて臨時窓口を設置してまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、関係人口との継続的なつながりを大切にしながら、これまで進めてきた移住定住奨励金などの移住施策と子育て・教育・高齢者の各施策の充実や住環境整備を進めてまいります。

分譲団地につきましては、既存の町分譲地の販売促進に努めるとともに、第1期下鶉分譲地が残り1区画となったことから、本年度、新たに第2期下鶉分譲地として5区画を整備してまいります。

また、「まちの駅ふらっと」は町民の憩いの場として定着していることから、施設を最大限に活用した地域活性化を推進してまいります。

## 2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、町民一人ひとりの意識の高揚のため、様々な場面で啓発や学習機会の充実に努めるとともに、各種審議会等への積極的な登用に努めながら、多様な分野で女性が活躍できる環境づくりを推進してまいります。

## 3. 持続可能な財政運営の推進

行政運営につきましては、行政のデジタル化や脱炭素社会の実現のほか、新たな行政課題への対応など、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応可能な組織への改編に努めます。

また、職員の接遇能力向上及び職責に応じた研修会の開催により能力開発などを推進し、より信頼される役場づくりに努めます。

財政運営につきましては、自主財源である町税については、法人町民税等の増収は見込めるものの、依然として地方交付税に大きく依存する財政体質となっております。

このため、ふるさと納税仲介サイトの活用による、ふるさと納税の推進や企業版ふるさと納税制度の創設など新たな自主財源の確保に努めます。

また、納税者の利便性の向上を図るため、コンビニ納付やスマホアプリ等を活用したキャッシュレス納付について検討してまいります。

本年度においても厳しい財政状況下ではありますが、「ゆめと希望に満ちた輝くまちの創生」の実現に向け、限られた財源を有効に活用し、これまで展開してきた事業施策の理念のもと、重要施策の推進を図りつつ誰もが安心して住み続けられるよう、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

## 4. 広域連携によるまちづくりの推進

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため、滝川市、砂川市を中心市とした定住自立圏による医療、福祉、教育など生活機能の確保のほか、行政全



般にわたり、多種多様な観点により効率的な事務事業を推進するため、さらなる広域連携、広域行政に取り組んでまいります。

以上、令和4年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活様式が大きく変化し、さらにデジタル化や脱炭素化と社会構造も転換期を迎えております。

このような時代だからこそ、議員並びに町民各位の英知を賜り、本町が置かれている状況を今一度再認識し、町民の皆様がコロナ禍にあっても引き続きこの町で健康でいきいきと暮らすことができるよう、職員とともに心機一転、持続可能なふるさと上砂川の創生を目指し、元気あふれる上砂川町を次の世代に繋ぐべく、全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で町政執行方針の説明を終わります。

---

#### ◎教育行政執行方針

○議長（高橋成和） 日程第14、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

令和4年第2回定例町議会の開会にあたり、令和4年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

依然、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の渦中ではありますが、感染予防対策を徹底し、子どもたちの学びの保障を絶やすことなく、本年度も、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

##### 1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

##### （1）学習指導の充実

学校教育につきましては、全国学力・学習状況調査等の結果を基に、小・中学校において明らかになった課題の解決に向け、学校の教職員で構成される学力向上委員会や、学校全体で学力調査結果の分析・検証を行い、課題をさらに明確にしたうえで、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、引き続き小学4年生から中学生までを対象とし、基礎学力の向上と学習の習慣化を図るほか、塾において本年12月より中学3年生を対象とした入試対策として、タブレット等を活用したオンラインによる指導を取り入れることも検討しており、学力向上へ向け、児童生徒・保護者へ積極的な塾の活用を促してまいります。

朝読や漢字の書き取りを行う朝学習、小学校での夏休み合宿ゼミについては継続するとともに、国語力向上のため、小中学校を通して実施している漢字検定のほか、確かな英語力の習得のため、昨年度から開始した中学生英語検定助成につきましては、対象学年を中学2年生まで拡充し学力向上に努めてまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」、文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」については、コロナ禍の状況を見極め、感染症対策を徹底しつつ実施し、また、地域を支える町内企業を知ることで、将来の就業時の選択肢のひとつとなり得るよう、町内企業の見学会を実施してまいります。

家庭学習の推進につきましては、就学時健診の際、保護者に対して、家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」や、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続することで、生活習慣の改善に努め、さらに家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを活用し、家庭学習の啓発を行うとともに、毎日宿題を出すなど学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

全国体力・運動能力等調査においては、小学5年生、中学2年生を対象として実施し、優れている能力はさらに伸ばし、課題部分は改善に向けた取り組みを行うことで、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、「上砂川町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づいた働き方改革を推進し、教職員の負担軽減に取り組み、各種研修等に参加しやすい環境を整えることで、教職員個々のスキルアップを図るとともに、学校全体として、研究集会や公開授業などを行い、「教師力」「学校力」の向上に取り組んでまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指し、「学校だより」を役場や町民センターに配置するとともに、コミュニティスクール制度を活用し、学校・家庭・地域が一体となり子どもたちを育てる環境づくりと、地域とともにある学校運営の改善に取り組んでまいります。

児童生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童生徒のやる気を促してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を継続し、小学校においても中学校と同様に英語指導助手を活用し授業を実施

するとともに、認定こども園にあっても英語に慣れ親しむための取り組みを継続してまいります。

小・中学校のICT教育につきましては、ひとり一台のタブレット端末を活用し、文部科学省事業によるデジタル教科書や、各校でのデジタル教材の活用を促進し、さらなる学力向上と、情報化社会に対応できる人材の育成に努めるほか、ICT支援員の配置による教職員及び児童生徒の環境対応へのサポートを継続し、さらには各校のネットワーク環境の保守整備を施しながらICT教育の実践を支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症等による学校休業時や出席停止の子どもたちの学習支援、健康観察においても積極的にタブレット端末を活用し、切れ目なく学校と家庭を繋ぐリモート授業を実施してまいります。

食材をはじめとする物価の高騰はこれまでになく大きく家計を逼迫させており、子を持つ親の経済的負担は以前にも増して厳しい状況にありますことから、学校給食につきまして、保護者負担の軽減を図るため、これまでの給食費の半額助成を本年度より全額公費助成とすることで、子育て世代の支援と子どもたちの健やかな成長を目指してまいります。

卒業を迎える児童生徒のアルバム購入費の一部助成、高校生がいる家庭への「高校就学費等助成事業」や奨学資金貸付制度についても、引き続き保護者負担の軽減を図ってまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、2年続けてコロナ禍により実施できませんでしたが、先方と協議を重ねながら状況を見極め、実行委員会とともに児童の派遣を検討してまいります。

また、修学旅行につきましても、従前同様、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市ことばの教室に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と認定こども園の交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、運動会、芸術鑑賞事業などでの交流を継続してまいります。

また、子どもたちが安心安全に学校生活を過ごせるよう、設置後30年以上経過している中央小学校プレイルームの無重力カプセルモニュメントを撤去するほか、経年劣化がみられる中学校の放送設備を更新し、生徒への情報伝達に支障が生じないよう整備してまいります。

## (2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなど早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童生徒からのサインを見逃さず、参観日を活用して保

護者面談などを開催し、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校ぎみの児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり保護者面談や家庭訪問等で日常生活の動向把握と接点を保ち、道のスクールカウンセラーの活用を継続し、管理職、養護教諭を含め学校全体で児童生徒の細やかなケアに努めてまいります。

### (3) 教育環境等の整備

「上砂川町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、交通安全をはじめ防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図ってまいります。

新たな学びの形として小学校6年間、中学校3年間の義務教育を9年間の一貫したカリキュラムで運営する義務教育学校について、子どものつまづきの原因である「中一ギャップ」や9年間を見通した適切できめ細やかな指導を行うことで学力の向上も期待されることから、導入について、近隣市町の実績や児童生徒数の推移を勘案しながら検討してまいります。

その他教育支援につきましては、教材費の助成をはじめ、全国標準学力検査経費、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

## 2. 社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

### (1) 社会教育の充実

社会教育につきましては、第7次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えるため、「夏休み短期子ども水泳教室」をはじめ、「フラダンス教室」、成人向けワークショップにて「写真の撮り方講座」や「整理整頓講座」を開催してまいります。

高齢者の学習につきましては、コロナ禍により昨年実施できなかった「いきいき大学～大人の社会見学」を開催し、各世代の学習機会の充実を図ってまいります。

青少年教育につきましては、「キッズ体験くらぶ」を継続し、町外の施設を利用した体験活動の実施など、学校では習得できない知識見分を深めることのできるよう、魅力ある事業の充実を図ってまいります。

各町遊園地につきましては、遊具等の点検により利用者が安全安心に利用できるよう維持管理に努めてまいります。

読書活動につきましては、昨年度から開始した「ブックスタート事業」を継続するとともに、図書室の新刊図書を選定では、学校の協力のもと広く小・中学生の声を取り入れるなど、魅力的な蔵書の整備に努め、読書活動の一層の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子どもの教育を推進するため、多

くの町民ボランティアが学校に通う子どもたちのために様々な支援を行うことができるよう、引き続き体制の整備に努めてまいります。

成人式につきましては、成人年齢が18歳に引き下げられたものの、進学や就職等で多忙な年齢であることから、従前どおり20歳を対象として「はたちの集い」に名称を改め、節目の歳を祝してまいります。

#### (2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、「芸術鑑賞事業」につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の動向を見極め、感染予防対策を講じながら町民の皆様に鑑賞機会を提供してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能であります「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者・後継者の育成について支援してまいります。

#### (3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力してまいりますほか、新たに整備した体育センターの運動器具の活用についてPRに努め、町民の体力づくりと健康増進を図ってまいります。

#### (4) 施設の整備

各施設とも利用者が安心安全に使用できるよう、日常の点検を行い、必要に応じて補修等を施しながら維持管理に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、冒頭申し上げたとおり、コロナ禍においても万全の体制をもって関係機関及び教育諸団体との密接な連携のもと、最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育行政執行方針の説明を終わります。

---

#### ◎議案第26号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、議案第26号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第26号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,310万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月14日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第26号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税6,000万円の追加で、18億1,800万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金7,868万1,000円の追加で、3億4,355万9,000円となります。

1項国庫負担金345万8,000円の追加で、1億5,016万5,000円となります。

2項国庫補助金7,522万3,000円の追加で、1億9,223万8,000円となります。

15款道支出金300万円の追加で、1億1,604万5,000円となります。

2項道補助金300万円の追加で、1,058万7,000円となります。

18款諸収入100万円の追加で、9,310万7,000円となります。

5項雑入100万円の追加で、7,494万7,000円となります。

19款町債4,850万円の追加で、2億2,320万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金5,921万9,000円の追加で、8,921万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

21款基金繰入金2,120万円の追加で、2,120万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が2億7,160万円の追加で、31億4,310万円となります。

2、歳出、2款総務費1億5,240万3,000円の追加で、3億9,073万6,000円となります。

1項総務管理費1億4,715万1,000円の追加で、3億4,631万5,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費525万2,000円の追加で、2,150万6,000円となります。

3款民生費1,841万円の追加で、7億1,464万7,000円となります。

1項社会福祉費1,681万円の追加で、6億5,420万9,000円となります。

2項児童福祉費160万円の追加で、5,811万6,000円となります。

4款衛生費1,408万7,000円の追加で、2億2,030万6,000円となります。

1項保健衛生費1,146万1,000円の追加で、1億3,803万9,000円となります。

2項清掃費262万6,000円の追加で、8,226万7,000円となります。

8款土木費7,670万円の追加で、4億5,825万6,000円となります。

2項道路橋りょう費2,350万円の追加で、1億7,648万2,000円となります。

3項住宅費5,320万円の追加で、1億7,754万円となります。

10款教育費1,000万円の追加で、1億3,435万円となります。

2項小学校費371万4,000円の追加で、4,778万9,000円となります。

3項中学校費478万6,000円の追加で、4,886万円となります。

4項社会教育費150万円の追加で、859万2,000円となります。

歳出合計が2億7,160万円の追加で、31億4,310万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。町道鶉北線道路改良舗装事業、1,340万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装事業、2,470万円、同上、同上、同上。

鶉団地屋根葺替事業、1,040万円、同上、同上、同上。

合計4,850万円。

事項別明細書9ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては、当初の骨格予算編成を受けまして第20期町政に関わる政策的経費を中心に補正するものであります。

3、歳出、2款1項1目一般管理費1,514万3,000円の追加で、8,415万6,000円となります。11節役務費13万円の追加、17節備品購入費750万円の追加、26節公課費1万9,000円の追加は、町長公用車が購入後10年経過したことから、更新費用を計上するものであります。12節委託料749万4,000円の追加は、令和4年度末までに国が示す27手続をオンライン化するための経費の計上であります。

5目財産管理費5,894万3,000円の追加で、6,688万9,000円となります。10節需用費3,999万3,000円の追加は、福祉医療センター特殊浴槽ろ過タンク更新や各種施設雪害修繕経費の計上であります。12節委託料、資料ナンバー2をご参照願います。第1期下鶉分譲団地が残り1区画となったことから、新たに5区画分譲することによる用地確定測量、分筆登記業務の委託費として275万円を計上するものであります。14節工事請負費1,620万円の追加は、下鶉分譲団地造成工事として500万円、鶉ネット工場除却費として1,120万円を計上するものであります。

11目地域振興費256万5,000円の追加で、2,651万円となります。10節需用費30万円の追加は、ふるさと納税PRチラシ作成経費の計上であります。次ページであります。18節負担金、補助及び交付金226万5,000円の追加は、仮装盆踊り花火大会が20回目となるため花

火大会補助金として100万円を追加、自治会連絡協議会補助金として自治会連絡協議会が実施する有害鳥獣防除のため購入する自走式草刈り機購入経費の計上であります。

14目新型コロナウイルス感染症対策費7,050万円の追加で、1億250万円となります。

資料ナンバー3をご参照願います。令和4年度臨時交付金事業の概要であります。臨時交付金の総額は9,172万2,000円で、今回は原油価格、物価高騰対策と使途が限定されている交付金が3,153万8,000円で、この額を超える事業をしなければ返還となるため、今回原油価格、物価高騰対策に重点配分し、残額については従前同様自由度が高い交付金となっております。ナンバー1、2については既に補正予算計上済みで、3の原油価格・物価高騰による事業者支援については昨年も実施しましたように1,360万円の計上、町内事業所に対する水道料金減免事業につきまして前年度月平均100立方メートルを超える使用実績のある製造業、宿泊業の事業所を対象に超過水量の3分の2に当たる料金を令和4年7月から2月の8か月間減免することとして800万円を計上、その他、水道料金・下水道使用料減免事業で2,000万円の計上、プレミアムつき商品券発行助成事業はプレミアム率30%の商品券を3,000セット販売することで1,000万円の計上、医療・介護事業者協力金交付事業として500万円の計上、宿泊業応援事業として500万円の計上、災害避難所環境整備事業として490万円の計上、町内各種施設等感染防止対策事業として300万円の計上、公共交通事業者感染拡大防止対策事業として公共交通機関に対し100万円の計上、これによりまして原油価格、物価高騰対策では3,153万8,000円の交付金に対して5,360万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。10節需用費250万円の追加、14節工事請負費460万円の追加、17節備品購入費80万円の追加、18節負担金、補助及び交付金6,260万円を追加するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費525万2,000円の追加で、2,150万6,000円となります。11節役務費12万8,000円の追加、13節使用料及び賃借料19万3,000円の追加は、本年度末までにマイナンバーカードを用いての行政手続をオンライン化するためのシステム改修経費と通信費の計上であります。12節委託料493万1,000円の追加は、戸籍の広域交付や届出時の戸籍添付不要とするためのシステム改修経費の計上であります。

3款1項3目社会福祉施設費1,627万円の追加で、2,521万1,000円となります。10節需用費777万円の追加は、緑が丘集会所の改修、資料ナンバー4にあります鶉若葉生活館歩行路の設置等の経費として追加するものであります。14節工事請負費850万円の追加は、鶉若葉生活館除却工事費の計上で、4目介護保険費19万円の追加はポールウォーキング等自主活動グループを支援するもので、8目非課税世帯等臨時特別給付金事業費35万円の追加は給付管理システム導入業務の計上であります。

2項3目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費160万円の追加で、160万円となります。

資料ナンバー5をご参照願います。目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化



することで低所得者の子育て世帯に対し特別給付金を支給するものであります。給付額は、支給対象1人につき6万円で、内訳は国の給付金5万円、北海道が1万円の上乗せ。対象者は、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日以降に生まれた児童を養育している父母のうち、令和4年度の町民税（均等割）が非課税世帯、または生活保護の世帯、令和4年1月1日以降収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。支給時期は、令和4年6月末を予定しております。

予算書にお戻り願います。10節需用費8万円の追加、11節役務費2万円の追加、18節負担金、補助及び交付金、対象者を25人と見込み、150万円を追加するものであります。

4款1項2目予防費342万8,000円の追加で、1,623万7,000円となります。平成25年から副作用の関係で積極勧奨していなかった子宮頸がんワクチン接種について、国から安全性が確認でき、接種を推進するよう通知があったことから、接種するもので、12節委託料、接種費用助成事業用として70名を見込み、328万8,000円の追加、19節扶助費は接種費用助成事業償還払い分として14万円を追加するものであります。

4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費803万3,000円の追加で、1,483万3,000円となります。4回目の接種につきましては、先ほど町長行政報告で報告したとおり8月下旬から開始する予定で集団接種7回分の予算を追加するもので、1節報酬54万円の追加、3節職員手当等66万円の追加、7節報償費76万5,000円の追加、8節旅費1万円の追加、10節需用費29万1,000円の追加、11節役務費40万5,000円の追加、12節委託料408万2,000円の追加、13節使用料及び賃借料58万円の追加、17節備品購入費10万円の追加、18節負担金、補助及び交付金60万円を追加するものであります。

2項2目じん芥処理費253万円の追加は、PCBが今年度末で処分期限を迎えたことから、街路灯に係るPCB含有調査委託料として計上するものであります。

3目し尿処理費9万6,000円の追加は、会計年度任用職員の通勤手当の追加であります。

8款2項1目道路維持費2,350万円の追加で、1億7,648万2,000円となります。

資料ナンバー6をご参照願います。町道鶉北線道路改良舗装工事として1,420万円、町道鶉下鶉線雨水側溝布設替え工事につきましては410万円の計上、町道鶉南団地線横断暗渠側溝設置工事として170万円、町道鶉連絡線横断側溝布設替え工事として350万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。3項1目住宅管理費5,320万円の追加で、1億7,754万円となります。資料ナンバー7と8をご参照願います。10節需用費5,260万円の追加は、資料ナンバー7の昭和55年改良住宅の屋根外壁塗装工事等の計上であります。12節委託料60万円の追加は、今年度から除却時義務づけされたアスベスト調査業務の計上であります。

10款2項1目学校管理費220万円の追加は、プレールームの無重力モニュメントの撤去費の計上で、2目教育振興費151万4,000円の追加は現在学校給食費半額助成をさらなる負担軽減を図るため全額公費負担とするものであります。

3項1目学校管理費377万3,000円の追加は、放送設備の更新経費の計上で、2目教育振

興費101万3,000円の追加は小学校同様全額公費負担とするものであります。

4項2目青少年対策費150万円の追加は、下鶴児童公園にあずまやを設置するものであります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税6,000万円の追加は、普通交付税を追加するものであります。

14款1項2目衛生費負担金345万8,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上であります。

2項1目総務費補助金6,869万8,000円の追加で、1億213万3,000円となります。1節総務管理費補助金899万8,000円の追加は、歳出同額を計上するものであります。2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5,970万円追加するものであります。

2目民生費補助金195万円の追加は、いずれも歳出同額を計上するものであります。

3目衛生費補助金457万5,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上であります。

15款2項1目総務費補助金300万円の追加は、プレミアムつき商品券発行事業道補助金の計上であります。

18款5項5目雑入100万円の追加は、自治連の自走式草刈り機購入事業が採択を受けたことによる自治総合センターコミュニティ助成金の計上であります。

19款1項2目土木債4,850万円の追加で、1億5,080万円となります。1節道路橋りょう債1,340万円の追加は、町道鶴北線道路改良舗装事業に係る起債の計上で、2節公営住宅債3,510万円の追加は鶴若葉改良住宅屋根外壁塗装等に係る起債の計上であります。

20款1項1目繰越金5,921万9,000円の追加は、前年度繰越金の計上で、21款1項1目基金繰入金2,120万円の追加で2,120万円となります。1節公共施設等整備基金繰入金1,970万円の追加は、鶴若葉生活館除却事業等に充当するため公共施設等整備基金を繰入れするもので、2節森林環境譲与税基金繰入金150万円の追加は下鶴児童公園あずまや設置事業に充当するため森林環境譲与税基金を繰入れするものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日15日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、15日は休会することに決定いたしました。

なお、明日15日については行政常任委員会を開催していただくことになっておりますの

で、よろしくお願いいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願い申し上げます。

---

**◎散会の宣告**

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 1 6 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 1 時 2 9 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 2 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 2 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 7 議案第 2 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 8 議案第 2 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）  
※ 議案第 2 2 号～第 2 6 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 0 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 1 1 派遣第 1 号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 1 2 意見書案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実  
・強化を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 3 号 2 0 2 2 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

---

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 7 番 吉 川 洋

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎町政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

### ◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（高橋成和） 初めに、6番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（伊藤充章） 第2回定例会に当たり、さきに通告させていただきました第1、健康でいきいきと暮らせるまち、3、生涯にわたる健康づくりの推進、フレイル予防対策事業に参加するきっかけづくりについてご質問させていただきます。

フレイル、いわゆる高齢者の心身機能低下予防対策事業につきましてでございますが、このフレイル対策事業につきましては通いの場での閉じ籠もり予防や健康運動指導士による専門的な運動指導によって体力づくりを促進し、それによる運動と人とのつながりがフレイル予防につながっているとあります。実際この事業に参加されている高齢者の方々は大変若々しく、そしてはつらつとされておりであります。しかし、こういった事業が行われているのを知ってはいてもふだん家に閉じ籠もりがちで事業に参加していない高齢者もおられます。こういった閉じ籠もりがちな高齢者に対し、役場職員が健康相談や個別訪問等を実施して参加を促しているところでございますが、やはりそれでも事業に参加することができずにいる高齢者もおられます。

そこで、私の個人的なほんの一握りの調査ではありますが、どうして参加できずにいるのかを調べてみましたところ、どうやってほかの人と接してよいか分からない、行っても孤立してしまうのではないかという心配や、そもそも今さら運動するのがおっくうだ、楽

しいことと思えないとのことでありましたが、いずれの方もふだん閉じ籠もりがちであるのはよいことではないし、気分転換はしたいと思っておられる様子です。人それぞれの個性ではありますが、人とのつながりが苦手であることから、楽しいことと思えないへつながっているのではないのでしょうか。

そこで、そういった方々にも自主的に参加してもらえるような何か楽しそうと思ってもらえるようなきっかけづくり、例えばではありますが、ふだん閉じ籠もりがちであるのはよいことではないし、気分転換はしたいと思っておられる様子であることから、町内各団体がやっている研修旅行や小学校で行っている社会見学のような小旅行をして、そこから人とのつながりをつくっていただき、フレイル事業に参加していくきっかけをつくるようなアプローチも必要なのではないかと考えます。これらのことにつきましてご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの6番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 6番、伊藤議員のご質問、第1、健康でいきいきと暮らせるまち、3、生涯にわたる健康づくりの推進、フレイル予防対策事業に参加するきっかけづくりについてお答えいたします。

初めに、健康な高齢者が加齢に伴い身体機能や認知機能が低下した状態をフレイルといい、一般的にはその後要介護状態になると言われております。フレイルは、食習慣、運動習慣や社会参加などにより改善が可能とされております。このことを踏まえ、本町においてはフレイル予防と介護予防対策を一体的に推進することで認知症予防にもつながることから、ケアサポーターの協力を得ながらいきいき百歳体操や認知症カフェを実施しているほか、コロナ禍においても活動ができるようにフレイル予防セット配付、屋外でのポールウォーキングも実施しているところであり、また運動が苦手な方には伝筆や紙ランタン作りなどの通いの場での活動を実施してきたことにより町内各地域において自主活動グループが発足しております。フレイル予防が必要と思われる方には、職員が参加を呼びかけるとともに、この自主活動グループの参加者からも声かけを行うなど住民同士で参加を促していただくなどの協力をしていただいているところであります。閉じ籠もりがちで事業に参加することができずにいる高齢者に対しましては、議員のご質問のとおり訪問指導として健康運動指導士や歯科衛生士、保健師、管理栄養士などが家庭を訪問し、身体機能維持や栄養改善、口腔機能向上、閉じ籠もりの予防等の支援も行っているところであります。さらに、本町と包括協定を締結している事業所や大学と協働による事業も実施するなど、参加する本人の負担とならない範囲でつながりやきっかけづくりに資するように努めているところであります。

また、一例として提案のありました小旅行などにつきましては、コロナ禍にあって実施できない状況にあります。自治会や各団体において実施する場合には多くの方の参加を呼びかけていただくよう働きかけていきたいと思っております。行政主導ではなく、住民



自らが活動を展開することにつながりやきっかけづくりになると考えております。そして、この自主活動グループが引き続き活動が維持できるようしっかりと行政としても支援してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（伊藤充章） ございません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（高橋成和） 次に、7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 第2回定例会において町政執行方針に対し通告をしております第3、安全で生活環境が整ったまち、1、快適で住みよい環境づくりの推進に関連して高齢化が進む当町の将来の高齢者向けの住宅政策について質問いたします。

住環境対策につきましては、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、住宅政策の再構築等を検討してまいりますとあります。そこで、高齢化が進んでいる当町においては、今後高齢者向けの公的住宅の在り方について考える必要があると思うところであります。現在一部に1戸2階建て方式の改良住宅が残っておりますが、この住宅に住んでいる高齢者の方々は足腰が弱くなってきており、かなりの割合で2階住居部分は使用せず、生活のほとんどを1階のストーブの近くにベッドを置き、防火上も大変危険な手狭な空間で生活している方が多くなっております。このような状況を改善し、安全で生活環境の整った町を目指すためにも高齢者向けの新たな住宅の整備が必要と思われれます。これらを取り組むために上砂川の土地状況を考えますと、古い改良住宅の除却も進み、利用可能な空き地も見受けられます。また、これからも除却が進み、ますます空き地が増えることと思えます。これらを活用して今後の高齢者向けの公的住宅として、例えばでございますが、平家建ての使い勝手のよい住宅、周りに車の駐車スペースを余裕を持って確保することもできる住宅を造ることにより、子供たちや孫たちが親や祖父母のところへ季節を問わず車の駐車場の心配することもなく遊びに帰ってこれる環境が整うと思えます。まさに快適で住みよい環境づくりの推進につながるものと思えますが、このような将来に向けての高齢者向けの住宅環境づくりについてどのように考えているのかお尋ねをして質問とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの7番、吉川副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 7番、吉川副議長のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、1、快適で住みよい環境づくりの推進に関して高齢化が進む当町の高齢者向けの住宅政策についてお答えいたします。

初めに、本町の公営住宅につきましては、938戸の管理戸数に対し入居は696戸で、入居

率は74%と空戸が4分の1を占め、大変多くなっております。また、一部住宅は築50年を超えていることから、今後の人口推移を鑑みながら新しい住宅政策を進めるために平成27年に策定いたしました住生活基本計画並びに公営住宅等長寿命化計画を見直すこととしております。

ご質問の1戸2階建て方式の改良住宅は、鶉地区に昭和50年から55年にかけて建設されたメゾネットタイプ、3DKの住宅で、1階部分は居室が3畳から4.5畳、ダイニングキッチンが6畳から8畳の間取りで、1階だけですと狭小住宅となっております。このため、令和2年第4回町議会定例会においてお答えしておりますとおり、入居者からの相談に応じ、可能な限り希望に沿えるような住宅のあっせんに努めているところでもあります。

空き地に高齢者向け公的住宅を建設してはとのご質問であります。用途廃止をした公営住宅などの除却により空き地も増えてきておりますが、現在の空き地につきましては鶉地区の大部分が浸水想定区域で、緑が丘地区にあっては高台にあり、また土砂災害指定区域でもあることから、高齢者向け住宅の建設には適さないと思われま。土地利用につきましては、町全体のゾーニングの中で住宅の再編も検討しなければならないと考えており、さらに高齢者向け住宅を建設する場合にはバス停が近いなどの利便性や家賃設定、除排雪の問題のほか、脱炭素を見据えた建物の建設も求められることから、さきに申し上げました住生活基本計画並びに公営住宅等長寿命化計画の見直しの中において将来の住宅政策全般の中で副議長のご意見も踏まえた上で検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○副議長（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次に、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 町政執行方針、第5、みんなで創るまち、3、持続可能な財政運営の推進より、企業版ふるさと納税推進の取り組みについてお伺いします。

令和4年度において企業版ふるさと納税制度の創設を目指すとあります。企業版ふるさと納税は、平成28年4月より企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附として創設されたもので、寄附を行った企業は税制上の優遇措置を受けることができるとともに、地方創生プロジェクト事業の内容によっては社会貢献にもつながることから、多くの企業が事業の内容に大きな関心を寄せています。一方、地方自治体にとっても大変貴重な自主財源の確保ができ、厳しい財政運営の一助になることから、双方に有益な制度と言えます。寄附を受けるために地方自治体は、地域再生計画を作成し、内閣府の認定を受ける必要がありますが、令和2年4月から税の軽減割合の引上げや手続の簡素化により認定自治体数も大幅に増え、本年4月時点で46道府

県、1,376市町村に上り、寄附件数も急増しています。しかしながら、本町ははまだ認定を受けておらず、また税額控除の特例措置が令和6年度までとなっていることから、企業側の動向を注視しながらもスピード感を持って地域再生計画の推進を図るとともに、企業にとって魅力のある事業の構築に取り組む必要があります。そして、積極的な本事業の展開が地域の活性化を推進し、新たな町の魅力創出につながるものと考えますが、本事業についてどのような取組を目指すのかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、小澤議員のご質問、第5、みんなで創るまち、3、持続可能な財政運営の推進、企業版ふるさと納税推進の取組についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税の推進につきましては、企業からの寄附が地方自治体における財源確保の新たな選択肢となるほか、地方創生の充実、強化、地域の活性化、さらには企業とのパートナーシップの構築や関係人口の創出、拡大にもつながることから、本町においても人口減少対策や地域活性化に向けた取組を推進するために策定いたしました第7期上砂川町総合計画後期基本計画並びに第2期上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた政策に賛同いただけるよう、現在制度導入に向け作業を進めているところであります。具体的には、内閣府に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地域再生計画の申請手続や寄附金額の設定、また税額控除も最大で寄附額の約9割が軽減されることから、賛同いただける企業のリストアップとアプローチを行い、地域再生計画が認定され次第、町ホームページ等において事業の公表と寄附の募集を開始する予定としているところであります。

なお、地域再生計画の申請に当たっては、地方版総合戦略の基本方針に基づき、地方創生の取組と政策面のアイデアをアピールするとともに、企業にとっても社会貢献やPR効果、お互いのノウハウ提供といったメリットが生まれるよう策定を進めてまいります。

いずれにいたしましても、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間に合わせ、法人関係税の税額控除特例措置が令和6年度までに延長されておりますので、国の認定スケジュールに合わせて早急に取組を進め、本制度を積極的に活用してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 再質問いたします。

企業版ふるさと納税に人材派遣型があります。企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった場合に当該企業から人材の派遣を受けることができるというものですが、後にこの制度の活用を考えておられるかどうかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 企業からの人材派遣があるということは、承知しております。ただ、その企業によってその派遣の内容、企業とも相当調整しなければいけないということもご

ざいますので、現在のところは企業からの人材派遣というのは考えておりませんが、今後この2年間の中で急激に進んでいるDX、脱炭素、これらに精通した企業からの企業版ふるさと納税があれば、改めてその時点で検討したいと考えております。

○議長（高橋成和） ただいまの奥山町長の答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

#### ◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

---

#### ◇伊藤充章議員

○議長（高橋成和） 初めに、6番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（伊藤充章） 教育行政執行方針につき、さきに通告させていただきました2、社会教育の推進、（1）、社会教育の充実の中の青少年教育についてご質問させていただきます。

本年4月1日より成人としての年齢が二十歳から18歳に変わったことにより、18歳になれば親の同意を得なくても自分の意思で様々な契約ができるようになりました。例えば携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額の商品を購入したときにローンを組むといったとき従来であれば二十歳未満の場合は親の同意が必要でしたが、本年より満18歳に達するとこうした契約が自分一人で行えるようになり、また親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになりました。

未成年者の場合、契約には親の同意が必要であり、もし未成年者が親の同意を得ずに何かを契約した場合には民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を防止する役割を果たしています。成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もおります。従来であれば、満二十歳が成人年齢であり、高校へ進学した子供であれば卒業後に就職や大学へ進学した後も親権者の監督下の下、満二十歳になるまでの間そういった社会経験を積む機会があり、万一の場合には親権者が未成年

年者取消権を行使することによって悪質な業者や商法から守ることもできましたが、現在においては高校へ進学した子供であればそういった社会経験を積む機会を得ることなく高校在学中に成年に達することとなります。

悪質な業者や商法といった消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上でその契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要であると思います。警察や消費者協会等と連携してこれを学校教育として授業に組み込むことができれば理想的ではありますが、それが難しい場合、例えばであります。現在行われておりますキッズ体験くらぶ等を通したり、何らかの形で警察、消費者協会など関係団体と連携してこういった取組を行っていくことが重要と考えます。このことにつきましてご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの6番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 6番、伊藤議員のご質問、2、社会教育の推進、（1）、社会教育の充実、青少年教育についてお答えいたします。

国においては、2007年国民投票法を制定し、投票権を18歳に引き下げ、世界的に共通する流れの中で独立した個人として社会に参加する年齢として2018年に成人年齢を18歳に引き下げる民法の改正を行い、本年4月1日の施行により全国で約200万人が新成人となりました。成人年齢を18歳に引き下げた結果として、医師免許や公認会計士などの国家資格を高校あるいは大学在学中に取得できることやパスポートの有効期限が5年から10年になることなどメリットとなり得る反面、議員が述べられたとおり親の同意をなくして有効な契約が結べることや親権に服さなくなることで監護権や居所指定権、財産管理権などが子供自身に帰属する形となり、社会生活を送る上で極めて重要な事柄が本人の責任下となることから、様々な知識を身につけることが必要不可欠となります。中でも高額な売買契約に対する返済不履行や悪徳商法による被害などは大きく懸念されるものであり、成人に達した際はもちろんのこと、ご指摘のとおり成人に至るまでの間にこうした知識を身につけ、そのようなトラブルから未然に身を守るすべを習得することが重要であると認識しております。既に中学校においては2年生の家庭科授業において消費者の権利と責任、被害などについて指導カリキュラムに取り入れ、指導に当たっており、今後高校進学を控える中学生に向けて学校と協議し、既に消費者協会より講演の打診もあることから、今後も各種団体等に協力を求めながら、さらなる消費者教育の実践について検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（伊藤充章） ございません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 次に、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可をいただきましたので、1、学校教育の推進、（3）、教育環境等の整備から義務教育学校の導入についてお伺いします。

町政及び教育行政執行方針の中に新たな学びの形として義務教育学校の導入を検討されるとあります。既に導入しているところでは、小学校から中学校へ進学後新しい環境での学習や生活へうまく対応できないことから中1ギャップの緩和、学びの連続性などの効果が期待できるとの声も聞かれます。教育行政執行方針では、9年間の一貫したカリキュラムで運営する義務教育学校を検討されるということですが、本町はこども園、小学校、中学校が各1園、1校です。その利点を生かした0歳から15歳までの育ち、教育の一貫性、育ちの継続性を考え、こども園から小学校、中学校と3校の活動の一元的な運営が可能になる園小中一貫校への取組はいかがでしょうか。学校経営計画においてもこども園、小学校、中学校の異校種との連携が記され、実施されていることから、さらに発展させることにより、こども園を卒業した子供たちが小学校での生活や雰囲気になかなかなじめず、落ち着かない状態が続く小1プロブレムや中1ギャップの解消、スムーズな学びの連続、切れ目のない子育て支援に向けても有効かと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 3番、笹木議員のご質問、（3）、教育環境等の整備、義務教育学校の導入についてお答えいたします。

初めに、小中学校の連携につきましては、本年度より本町の教職員で構成されます学力向上委員会において教員が両校相互に授業を参観し、まずは授業の進め方や学年に応じた教育課程を理解し合うための場を自ら模索、協議する場を設けて進めております。

新たな学びの形としての義務教育学校ですが、児童生徒が減少の一途にある中で子供たちにとって学びの継続性や進学の際のギャップの解消、年齢差のある子供同士が校内生活を送る上での生活規範など、学力の向上と社会性を身につけることなどが期待されるもので、近隣においても小中学校9年間の義務教育学校を設置したり、設立への協議を進めている自治体もございます。

一方で、保護者と地域の理解は不可欠であり、小中学校両方の教員免許が原則必要など、教員の意識を変えなければこれらメリットが生かせず、小学1年生から中学3年生の9年間の学年をいかに区切るか、また発達段階に応じた教育課程の編成、学校行事、児童会、生徒会活動などカリキュラムの違いにどう統一化を図っていくか、さらには子供たちが安全、安心に学校生活を送れるよう環境づくりに対応した校舎づくりが求められるなど、制度導入に向けて一つ一つ解決していかなければならない課題がございます。

小中一貫教育と一口に言いましても、1人の校長の下、小中教員免許を併有した教員が9年間の一貫教育を行う義務教育学校という形と独立した小中学校が義務教育学校に準じた形で一貫教育を行う併設型小中学校という形があり、今後本町においては児童生徒数の

推移を見ながら、まずは義務教育そのものをどうするのか、小中学校の在り方から検討を進めなければならず、議員ご提言の園小中一貫校につきましては先ほど述べましたとおり、課題も多々ある中で0歳児から15歳までの子供の教育について一足飛びに一貫とすることは現時点では難しいものと認識しております。なお、現状では毎月開催しております校長・教頭合同会議にはこども園の園長も出席しながら、相互に情報共有を行う形で園小中学校の連携も図っております。

まずは、こども園においては、引き続き小学校入学に向けて集中力を養うことや話に耳を傾けることなど就学に必要な基礎を身につけさせることを継続しつつ、将来的に小中学校において一貫教育が導入された場合、保護者や学校関係者等の意見を聞きながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 再質問です。

回答ありがとうございます。検討ということなのですが、方向性なり形も含めてなのなのですが、タイムスケジュールとまではいかないのですが、どのぐらいの期間をとというふうにご検討をお願いしますでしょうか。

○議長（高橋成和） 飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 再質問に答弁させていただきます。

具体的なスケジュールということで質問ございましたけれども、現段階では正直なところ特段スケジュールはございません。先ほども述べましたとおり、生徒数の動向を見極めながら今後どうするのか、コミュニティ・スクール制度もございますので、そこら辺を活用しながら、また学校の教員、管理職になるのかもしれませんが、そこら辺と意見交換しながら、まず上砂川町の義務教育をどういうふうな方向性にするのかということから検討していかねばならないのかなと思っておりますのでございます。義務教育学校、結果ありきではなく、まず上砂川の教育をどうするのかということを検討していったら考えていきたいと、そこで方向性を見つけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの飯山教育長の答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第4、一般質問を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

◇ 越 前 等 議 員

○議長（高橋成和） 5番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（越前 等） 高齢者の運転免許証自主返納支援事業につきましてお尋ねします。

令和元年第2回定例会で同じく高齢者の運転免許証自主返納につきまして質問いたしました。その中で数字的に一定の成果もあるとのお答えでした。あれから3年、返納はどのようなになっているのかお伺いします。

また、自主返納をした場合、タクシー利用助成券を交付とのことですが、5万円、3年間有効、現在まさに町の交通体系として中央バスの利用者減少など町を取り巻く問題もあり、利用者増を考えなければいけないと思いますので、バス回数券も助成の中に入れてもよいのではないかと思いますので、お伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの5番、越前議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 5番、越前議員のご質問、高齢者の運転免許証自主返納支援事業についてお答えいたします。

1件目のご質問の返納状況でございますが、平成30年7月から実施している高齢者運転免許証自主返納支援制度の申請者数は本年5月末で延べ120名になっております。年間平均27名強の方が申請されており、特に本年5月は町広報や報道記事でご承知のこととは存じますが、滝川警察署が免許証返納の臨時出張窓口を役場内に開設したことにより7名の方が申請しておられます。令和元年の議員のご質問でもお答えしましたとおり、制度開始以前の運転免許証の返納者が10名程度でございましたので、高齢者が不安を抱えながら運転を続けることの抑制、高齢者の運転による交通事故の抑制になっていると推測できます。臨時窓口の開設につきましては、秋にも予定されており、今後も警察と連携して申請がしやすい体制を図ってまいります。また、タクシー利用券の使用状況につきましても転出した方や亡くなられた方の分を除きますと利用率が約9割となっております。

2件目の助成内容にバス回数券を追加することにつきましては、制度創設の際に免許証を返納しても自家用車を運転するのと同じように、自由な時間帯で目的地から自宅までの移動が可能なタクシーを利用することで免許証の返納を検討する高齢者が増えるとしてタクシー利用券を助成することとしたものでございます。また、福祉課で現在実施しております70歳以上の方を対象とする敬老祝い品贈呈事業では、入浴券とバス券、ハイヤー券の3種類が選択できることにしておりますが、バス券を選択する方の割合が年々低くなり、ハイヤー券を選択する方が増えております。令和3年度では、バス券の選択者が35.6%、ハイヤー券の選択者が28.4%となっており、タクシー利用の需要が増していると思われまします。さらに、本制度のタクシー利用券は、有効期限を3年としております。バス券では、その年限指定ができないことと実際に申請する方からバス券での支援要望が今のところほ



とんどないことから、今後要望が多く寄せられた段階で検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（越前 等） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 教科担任制、地域部活動の導入についてお伺いいたします。

近隣では、既に導入されている自治体もありますが、国は公立小学校の5、6年生を対象とした教科担任制の本格的な導入を進めています。また、令和5年度から中学校での部活動を地域の人材が担うこととする地域部活動への移行についての方針が出されています。子供たち、保護者にとり重要な問題ですが、このたびの町政執行方針及び教育行政執行方針のどちらにもこの2点については触れられていません。教科担任制については、本町のような小規模校において教員の数からも専科指導教員の確保はどうされるのか、また部活動の地域移行については既に指導員の確保に動いている自治体もあると聞きます。地域へ移行された部活動においては、誰がどう担うのかなど運営を維持するための課題は避けられないと推測します。生徒にとって部活動は、多様な学びと成長の大切な機会であります。また、子供たちの健やかな成長にとどまらず、教職員の働き方改革や部活動の充実した自治体への転出、転校などにもつながると考えます。第7期総合計画、執行方針、教育行政執行方針で述べられている確かな学力の定着、子供たちが健やかに成長する教育の推進の観点から、中空知定住自立圏での連携も視野に入れ、本町としてどのような考え方の下に進めていくのかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 3番、笹木議員のご質問、教科担任制、地域部活動についてお答えいたします。

初めに、小学5、6年生を対象とした教科担任制についてであります。文部科学省の検討会議により昨年7月、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について報告が公表され、従来学級担任制が基本とされてきた小学校のよさを生かしつつ、高学年段階における教科担任制を推進することで中学校への円滑な接続を図る必要が指摘されるとともに、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導と中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育を優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当とされたところであります。全国的に小学5、6年生を対象として本年度から段階的に導入が始まっており、議員ご指摘のとおり本制度の導入により確かな学力の定着やいわゆる中1ギャップの解消が見込まれ、さらには教職員の働き方

改革の一助ともなり得ると期待されるところであります。一方では、ご承知のとおり教員の配置に係る人事権は北海道教育庁によるところであり、令和4年度において本制度に係る教員の増員は全国で約950人とどまっております、加えて教員を目指す者が減少傾向にある中、本町のような小規模校において本制度に対応し得る加配がなされるかは現段階において不透明な状況であります。今後とも教育長会議などを通して情報収集に努め、学校においては制度の適用に向けた体制の構築に努めてまいります。

次に、2点目の地域部活動についてであります。学校部活動の在り方に関し、国では教員の働き方改革の観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきと提言しております。また、道教委におきましても北海道の部活動の在り方に関する方針及び道立学校に係る部活動の方針の中で学校と地域が協働、融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化活動のための環境整備を進めることとしており、去る6月6日にスポーツ庁の有識者会議であります運動部活動の地域移行に関する検討会議において、休日における部活動は段階的に地域に移行するよう求める内容が盛り込まれた提言がスポーツ庁長官に提出されたところであります。提言の中では、受皿となる実施主体については地域の実情に応じた多様なスポーツ団体等が想定されておりますが、ご承知のとおり本町の実態としまして子供たちを対象とする町内の各スポーツ団体は高齢化や競技人口の減少により皆無であり、現在の中学校部活動でありますバドミントン、野球、バレーボールのいずれにおいても町内で指導者を確保することは極めて困難な状況であります。現時点の考えとしましては、交通手段や活動中の事故、また参加に係る経費負担等課題がございますものの、地域を広く捉え、近隣市町や道教委と協議、連携しながら指導者の確保や他市町中学校との合同部活動などの可能性などを模索してまいります。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり多様な学びの機会である部活動は子供たちにとって欠くことのできないものと考えており、学校と協議をしながら子供たちへの影響が最小限となる方向で検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

---

◇ 小澤一文 議員

○議長（高橋成和） 一般質問を行います。

次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） ごみ適正化・減量化対策事業についてお伺いします。

現在では、ごみの減量化や資源化は環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に向けて重要、不可欠な取組です。本町の平成29年と令和3年との資源ごみを除いた一般ごみの処理実績を対比してみました。この5年間で本町の世帯数は14%の世帯減となっており、同じく人口が10%減少していますが、一般ごみの排出量は僅か4%の減少にとどまっています。これは、町民1人が1日当たり家庭から排出するごみの量が増えたことによるものと考えられます。その排出量は、平成29年が707グラムに対して令和3年では776グラムとなり、およそ1.11倍に増加した結果です。ついては、町民1人が1日当たり家庭から排出するごみの量が増加となった主な要因は何であったのか、また今後のごみの減量化、資源化についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、指定ごみ袋についてお伺いします。現在本町では、可燃ごみ、不燃ごみ用として内容量40リットルと20リットルの2種類、そして生ごみ用で10リットル、6リットル、3リットルの3種類が指定ごみ袋として主に扱われています。しかし、本町では高齢者世帯や単身世帯は増加傾向にあり、それぞれごみの排出量が減少する中で使い勝手のよいサイズのごみ袋を望む声があり、またごみの減量化対策や清潔で快適な環境づくりにもつながる対策となることから、指定ごみ袋の追加として可燃ごみ、不燃ごみ用に特小サイズで10リットル、また生ごみ用に1.5リットルの追加を検討してはいかがでしょうか。なお、近隣の自治体においても同サイズのごみ袋を使用しています。この特小サイズの指定ごみ袋の追加についての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 4番、小澤議員のご質問、ごみ適正化・減量化対策事業についてお答えいたします。

持続可能な社会の実現のためには、日常生活で排出されるごみの減量化、再資源化が重要であり、以前からごみの減量、再利用、再資源化、いわゆる3Rの取組が進められ、本年4月にはプラスチック資源循環促進法も施行され、資源循環の促進が一層求められています。

議員ご質問の1件目、平成29年と令和3年の比較でごみ排出量が増加した主な要因についてでございますが、まず世帯及び人口の減少に比例してごみ排出量も減少するかと申しますと、そうはならないこともございます。引っ越しする際に家具を粗大ごみとして処分したり、亡くなられた方の家を片づけたり解体する場合に多くの家具や生活用品がごみとして出されますと、結果としてごみの排出量が増加となります。また、令和2年から新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、私たちの日常生活にマスクが欠かせないものとなりました。多くの方が毎日使用している不織布マスクも可燃ごみで、また外食の機会が減り、食品を家に持ち帰る場合の容器も可燃ごみとなって、こうした生活様式の変化に伴うごみの増加も要因として考えられます。こうした要因による増加は、今後も続くと想定されますが、そのほかの日常生活に関わる部分では衛生協力会とも連携してなるべくごみを出さ

ない生活を心がける、ごみの分別をしっかりと行い、資源化できるものは資源化するなどの対策を呼びかけてまいります。

2点目の指定袋の種類の追加につきましては、砂川地区保健衛生組合を構成する砂川市、歌志内市、奈井江町、浦臼町、上砂川町は同じ種類のごみ袋でございますが、近隣で赤平市が昨年8月から可燃ごみ等の6種類の袋の分別で、また新十津川町が本年6月から生ごみ用に容量の少ないごみ袋を追加しております。世帯人数やごみ量により袋を選択できるようにしてはとの議員のご提案につきましては、衛生協力会の意見も拝聴し、容量を含めた新たなごみ袋の作製について検討してまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 再質問いたします。

総合戦略では、ごみの適正化、減量化対策はSDGsの理念が反映された事業であって、目標達成に向けた取組には町民の理解と協力が不可欠です。本町においても積極的な啓発でSDGsとごみの適正化、減量対策とのつながりを明示し、多くの町民と理念を共有した取組を前進させた減量化対策についてどのように考えられるか、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） ごみの減量化についてでございます。SDGsとどうひもづけるかということになるかと思えます。SDGsそのものがこれをやる事業だということではなくて、今町がやっている事業がSDGsのどこに区分されるのか、そういうことになるかと思えます。ですから、SDGsがあるからこれをやるのではなくて、これがSDGsのどこなのということだと思えます。それを踏まえた上でごみの減量化については、先ほど住民課長が答弁したとおりこれからの社会構成の中でいかにごみを減らしていくのか、それは各家庭の協力がなければできない問題でもあるかと思えます。そこで、先ほど答弁の中でも申し上げたとおり衛生協力会にも協力をしていただきながら、各家庭で例えばスーパーで物を買ったときにその中の容器を置いてくるとか、そういうような対策も必要なのかなというふうには思っております。したがって、町としても衛生協力会を通じながら各家庭に対してごみの減量化について呼びかけるような対策を講じていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（高橋成和） ただいまの奥山町長の答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号

○議長（高橋成和） 日程第5、議案第22号から日程第9、議案第26号につきましては既

に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第5、議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第24号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第26号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 1点だけ昨日聞き忘れたことがございましたので、お聞きしたいと思えます。

補正予算書の11ページ、3款民生費の介護保険費の中の7節報償費19万とございますけれども、これは今町内でいろんな事業をしている、自主的にやっているポールウォーク等についての支援をしたいという目的だったように聞いておりますが、この支援のお金の渡す方法というのか、それについてはそういう団体等に一括平均的にやるのか、もしくは事業内容によって変えるのか、またはそういう団体からの申請によって交付をするのか、その方法についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（高橋成和） ただいまの吉川副議長の質疑につきまして、奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまのご質問ですけれども、副議長が最初に申し上げたとおり町内で、それと先ほどの執行方針の答弁でも申し上げましたけれども、自主活動グループ、

これに対する支援そのものが今までほとんどございませんでしたので、改めて今回予算化をしたと。その支援方法につきましては、まずは定額ということにはならないと思います。事業費に応じてという形になるかと思いますが、まずは、予算の議決後直ちに該当するそういう自主活動グループ、特に町からの財政支援等も必要なグループが幾つあるのか、場合によっては足りない場合についてはさらに補正ということもあり得るかと思いますが、それから、事業内容によっても同じだと思います。あくまでも昨年の例でいきますと、3団体程度あるかなというふうに思っておりますけれども、事業内容によって支援額を決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの奥山町長の答弁で……

○副議長（吉川 洋） ありがとうございます。大変後押しになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋成和） 笹木議員。

○3番（笹木笑子） 11ページの3民生費の中の社会福祉費、第10節需用費ということで770万の中で緑が丘の生活館の修繕ということで484万円と伺ったのですが、間違いでなければ、のことについてお伺いしたいのですが、緑が丘の生活の今回床というふうに聞いておりますけれども、あそこは避難所として床を直すだけでよいのかなという部分なのです。先ほどの吉川副議長の質問の中で緑が丘の場所的な部分も含めてもし建て替え、あるいは自治会の再編なども考えた上で床だけ直すということで確認させていただきかけたのですが、

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 緑が丘の集会所のまずは床落ち、これは集会室が床落ちをして現在事業をやるのに支障を来すということが前提になっておりますので、まずその床落ちを直すことで今回予算計上させていただきました。自治会の再編とか、そういうご質問もありましたが、この場ではまだそこまでのことは各自治会とも協議を一切しておりませんので、そういうことが前提にあるかどうかというのはお答えは控えさせていただきます。

○議長（高橋成和） 笹木議員、よろしいですか。

○3番（笹木笑子） はい、ありがとうございます。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第2号

○議長（高橋成和） 日程第12、意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。



7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年6月16日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様  
提出議員 吉 川 洋  
賛成議員 小 澤 一 文  
笹 木 笑 子

内容の説明をいたします。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を  
求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策  
の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、意見書案第3号 2022年度北海道最低賃金改正等  
に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年6月16日

上砂川町議会議長 高橋成和様

提出議員 藏根高史

賛成議員 越前等

石田浩二

### 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフ  
ティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキン  
グプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。

また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、39万人を超える労働者

が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

1. 「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,042円）を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日

上砂川町議会議長 高橋 成和

提出先 北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和4年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋